解散公告（第二回）

当法人は、総会の決議並びに平成二十五年三月五日付熊本県知事の許可により、同年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

熊本市中央区山崎町三〇番地熊本放送技術局内

社団法人熊本県電気通信基盤振興協会

代表清算人　上野　淳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日までの存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

鹿児島市郡元一丁目二一番二四号鹿児島大学事務局内

財団法人鹿児島大学援助会

代表清算人　島　秀典

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の臨時社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

北海道帯広市西一条南五丁目一五番地

社団法人釧路公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　神津　荘平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県木工連合会

清算人　馬場　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

千葉県銚子市若宮町一番地の一

財団法人銚子市育英会

清算人　房州　洋一

解散公告（第三回）

当法人は、通常総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

東京都千代田区六番町一三番地四

社団法人林木育種協会

代表清算人　栄花　茂

解散公告（第三回）

当基金は平成二十五年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番

全国蒲鉾厚生年金基金

代表清算人　伊東　尚武

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

神奈川県相模原市南区文京二丁目一番一号

財団法人翠葉カルチャーセンター

清算人　福舘　和子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

川崎市多摩区堰二丁目五番一五号

財団法人世喜会館

代表清算人　金子　憲生

解散公告（第三回）

当財団法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

岐阜県中津川市かやの木町二番一号

財団法人なかつがわふれあい公社

代表清算人　大井　久司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

岐阜県可児市瀬田一五八四番地の一花フェスタ記念公園内

財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター

代表清算人　石黒　雄教

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の臨時社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

三重県津市丸之内養正町一七番一七号

社団法人三重県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　神戸　安男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

滋賀県栗東市安養寺八丁目二番一三号

農事組合法人栗東マッシュルーム生産組合

清算人　山本　豊一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

京都市左京区下鴨半木町一番地の五　京都府立大学内

財団法人京都府立大学学術振興会

清算人　渡辺信一郎

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社第16回社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第16回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十五年三月二十九日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十五年四月十日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博